

医療的ケア 人材育成急ぐ

福岡県は本年度、原則的に医師や看護師にしか認められていなかった重い障害がある人の痰の吸引など「医療的ケア」をヘルパーが代行できるようにする研修の定員を、当初予定の100人から200人に倍増する方針を固めた。在宅の重症心身障害児・者を対象にした実態調査で、ケアの負担が親に集中していることが判明。代行できるヘルパ

痰吸引や経管栄養

研修定員を 本年度倍増

ーを早急に増やす必要があるとして一部をヘルパーや教員にと判断した。

【26面に関連記事】

2012年4月の法改正

痰吸引や管を使った栄養注入（経管栄養）は法的には医療行為に当たるが、障害者の家族や周囲の人に委ねざるを得ないのが実情。国は緊急避難的解釈で、医療的ケアと

16年度の5年間で計500人（毎年度100人）のヘルパーを対象に研修を計画。本年度は既に当初の定員100人の募集を終え、受講者は現在、実地研修中だ。

ただ県が6月にまとめた初

の実態調査によると、県内で

医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児・者は約660人と推計され、そのケアの内

容は、痰の吸引が最も多く61・1%、次いで経管栄養が50%。介護の担い手の9割が親だった。本年度の研修は定員の約2倍の189人が参加を申し込んだこともあり、県は本年度中に、100人分の追加研修を実施する方向で準備を始めた。

今秋にも募集し、経費は既存の関連予算でまかなうという。県は「現段階では、受講者を全部で500人とする計画に変更はなく、あくまで前倒し」と説明。「全体の定員を増やすかどうかは、今後の需要を見極めて判断したい」としている。（三宅大介）

県、親の負担を軽減へ

福岡県 医療的ケア研修定員倍増

介護の実情「違法状態」

改善求める現場「もつと」

福岡県は、在宅障害児・者の痰吸引などの医療的ケアをヘルパーらに法的に認める研修の定員を本年度、倍増する方針だが、「5年で500人」という計画の一部前倒しにとどまる。介護の現場からは、より一層、研修の頻度や定員を拡充し、

担い手養成を急ぐよう求める声上がる。

「違法状態で心理的負担を抱えたまま、ヘルパーに仕事はさせられない」。今年2月から、在宅の医療的ケアに対応するヘルパー事業を始めた福岡市内のNPO法人の

女性代表(47)はこぼす。同県の研修は年1回、定員は100人だけ。県側が「1事業所にまず1人を優先採用する」と告

知し、複数人の申し込みを控えた事業所も多かったという。同法人所属のヘルパーは12人。保険料以外は無料。安価な研修の機会

を増やしてほしい」と願う。約150人のヘルパーを抱える同市の居宅介護会社の社長(39)は「5年で500人」の計画自体に疑問を投げかける。


同社では週3回程度のサービス利用者1人に対し、6人のヘルパーが交代で対応。人工呼吸器を使う人を24時間体制でケアする場合は、週に20人以上のヘルパーが携わる。社長は「広域的なケアの担い手養成は県の役目。定員も回数も増やさないと、現状には追いつかない」と指摘する。九州の他県の対応もまた。

料となる県の研修を諦め、これまで6人を、県内に1カ所しかない登録機関で研修させた。1人1万6千円の受講料は法人がすべて負担。代表は「日々の業務は少人数で対応しており、1回に何人も受講させるのは無理。安価な研修の機会

を増やしてほしい」と願う。約150人のヘルパーを抱える同市の居宅介護会社の社長(39)は「5年で500人」の計画自体に疑問を投げかける。

同社では週3回程度のサービス利用者1人に対し、6人のヘルパーが交代で対応。人工呼吸器を使う人を24時間体制でケアする場合は、週に20人以上のヘルパーが携わる。社長は「広域的なケアの担い手養成は県の役目。定員も回数も増やさないと、現状には追いつかない」と指摘する。九州の他県の対応もまた。

ちまちだ。大分、宮崎は法改正の前年度(11年度)だけ研修を実施、12年度からは登録研修機関に任せている一方、佐賀、熊本、鹿児島は年間100



にわかせんべい
www.toundo.co.jp

(三宅大介)